

令和9年度地域内フィーダー系統補助金認定申請（案）について

令和8年5月11日

（名称）土浦市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、市域の南北方向にJR常磐線が走り、常磐線の3駅を中心に30以上の路線バスが運行している。その他補助的な交通として、中心市街地活性化を目的とした「まちづくり活性化バスキララちゃん」、公共交通不便地域の解消を目的とした「つちまるバス」、高齢者の移送を目的とした「のりあいタクシー土浦」などの公共交通網が広がっている。

一方で、自家用車の普及などにより、公共交通の利用者は減少傾向が続いており、路線バスの利用者数は、平成8年度では1000万人を超えていたが、令和2年度では約300万人となっている。このような中、バス路線の減便・廃止が相次いでおり、公共交通不便地域が拡大していることが課題である。

また、令和2年に実施した公共交通市民アンケートでは、公共交通の必要性について、「現在、必要性を感じる」との回答が76.5%、「将来、必要性を感じる」との回答が90.6%となっており、公共交通の確保、維持が求められていることが確認できた。

そのような社会情勢の中で、本協議会では、令和4年3月に土浦市地域公共交通計画を策定した。この計画の中では、3つの基本方針（①利用しやすい公共交通環境の実現、②各公共交通の特性に応じた機能分担と連携強化、③地域・事業者・行政の協働による公共交通の確保・維持）を立て、「地区特性に応じた公共交通で快適に移動できるまち」の実現を図ることとしている。

そのため、下記路線バスについて、地域公共交通確保維持事業によって運行を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要となる。

- ・キララちゃんバス（Bコース及びCコース）
- ・つちまるバス（中村南・西根南地区経由）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

| | R7実績値 | R7目標値 | R8目標値 |
|---------------------------------|---------|---------|---------|
| キララちゃんバス 利用者数 | 131,545 | 101,450 | 102,400 |
| キララちゃんバス 収支率 | 33.27% | 28.4% | 29.0% |
| つちまるバス (中村南・西根南地区経由) 利用者数 | 14,144 | 12,860 | 14,480 |
| つちまるバス (中村南・西根南地区経由) 収支率 | 14.2% | 16.2% | 18.0% |

※実績、目標の年度は4月～3月末を基準としている。
※つちまるバス(中村南・西根南地区経由)は令和5年度末に車両の減価償却が終わるものとして計算している。

(2) 事業の効果

まちづくり活性化バスキララちゃんは、中心市街地の路線バスが通っていないルートを中心に運行をしており、中心市街地居住者、通勤・通学者及び来街者の移動手段となるとともに、中心市街地の活性化に寄与する。

また、つちまるバス（荒川沖駅～霞ヶ浦医療センター線）を導入することにより、中村南・西根南地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

| | 事業 | 実施主体 |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| キララちゃんバス | 利用促進調査研究 | 特定非営利活動法人 まちづくり活性化土浦 |
| | バスを活用したイベントの実施 | |
| | 利用ガイドの作成 | |
| つちまるバス (中村南・西根南地区 経由) | 地区内住民へのモビリティ・ マネジメント | 土浦市地域公共交通活性化 協議会 |
| | 利用ガイドの作成 | |
| | 地区内住民への利用促進 | |

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

・キララちゃんバス

土浦市から実施主体への補助金額については、運行経費から運賃収入、国庫補助金及びその他運行に係る収入を差し引いた差額分を支払うこととしている。

令和7年度実績額：補助対象経費 35,511,200円＝63,300,162円（総事業費）－27,788,962円
（運賃収入＋会議所支援金＋国補助金＋広告収入等）

・つちまるバス（中村南・西根南地区経由）

土浦市地域公共交通活性化協議会は、年度当初に契約した運行等業務委託料から、運賃収入及びその他運行に係る収入を差し引いた差額分について、運行事業者に支払うこととしている。

令和7年度業務委託料：15,539,009円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者モニターによるバス評価の実施
- ・利用者アンケートの実施
- ・住民ヒアリング（地元意見交換会等） など

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

※該当無し

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村

| |
|---|
| に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当無し |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当無し |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 別添の表5のとおり。 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当無し |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当無し |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当無し |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当無し |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当無し |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当無し |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当無し |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当無し |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当無し |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 |

| 項 目 | 年 月 日 | 議 題 |
|--------------|---------------|--|
| 令和7年度 第1回 | 令和7年 5月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業報告及び歳入歳出決算 ・令和7年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） ・令和8年度地域内フィーダー系統補助金認定申請について 協議の結果：全て承認された。 |
| 令和7年度 第2回 | 令和7年 11月7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・つちまるバス（乙戸南地区循環）の運行計画（案）について ・事業評価（R6 地域交通計画および R7 地域公共交通確保維持改善事業）について ・土浦市地域公共交通計画改定に向けたアンケートの実施について 協議の結果：全て承認された。 |
| 令和7年度 第3回 | 令和8年 2月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・つちまるバス（中村南・西根南地区経由、右靱地区経由）の本格運行について ・生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について ・令和8年度つちまるバスの運行事業者について 協議の結果：全て承認された。 |
| 令和8年度 第1回 | 令和8年 5月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業報告及び歳入歳出決算 ・令和8年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） ・令和9年度地域内フィーダー系統補助金認定申請について 協議の結果： |

19. 利用者等の意見の反映状況

利用者の代表として、「土浦市地区長連合会」、「土浦市まちづくり市民会議」、「土浦市交通安全母の会」、「土浦市高齢者クラブ連合会」、「土浦市新治商工会」、「土浦市小中学校PTA連絡協議会」、「土浦市手をつなぐ育成会」、「土浦視覚障害者福祉協会」、「土浦商工会議所」、「土浦市女性団体連絡協議会」から土浦市地域公共交通活性化協議会に参画いただき、協議会での意見を計画に反映した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）土浦市大和町9番1号

（所 属）土浦市都市計画課交通政策室

（氏 名）岩本・佐々木

（電 話）029-826-1111（内線2370）

（e-mail）toshikoutu@city.tsuchiura.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 運 送 継 続 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|-------|----------|--|-----------|------------|-------------------|------------------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9) | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| 土浦市 | 関東鉄道株式会社 | (1) 亀城公園循環(左回り) | 土浦駅 西口 | 亀城 公園前 | 土浦駅 西口 | 9.1 km 循環 | 362日 | 2172回 | | | 路線定期運行 | ① | 土浦駅西口バス停で地域 間幹線系統みどりの駅線と 接続 | ③ |
| | 関東鉄道株式会社 | (2) 亀城公園循環(右回り) | 土浦駅 西口 | 亀城 公園前 | 土浦駅 西口 | 9.1 km 循環 | 362日 | 2776回 | | | 路線定期運行 | ① | 土浦駅西口バス停で地域 間幹線系統みどりの駅線と 接続 | ③ |
| | 関東鉄道株式会社 | (3) 霞ヶ浦循環(左回り) | 土浦駅 西口 | 霞ヶ浦 湖畔 | 土浦駅 西口 | 11.9 km 循環 | 362日 | 2172回 | | | 路線定期運行 | ① | 土浦駅西口バス停で地域 間幹線系統みどりの駅線と 接続 | ③ |
| | 関東鉄道株式会社 | (4) 霞ヶ浦循環(右回り) | 土浦駅 西口 | 霞ヶ浦 湖畔 | 土浦駅 西口 | 11.9 km 循環 | 362日 | 2776回 | | | 路線定期運行 | ① | 土浦駅西口バス停で地域 間幹線系統みどりの駅線と 接続 | ③ |
| | 関東鉄道株式会社 | (5) つちまるバス(荒川沖 駅～霞ヶ浦医療センター 線(中村南・西根南地区経 由)) | 荒川沖 駅 | カスミ 中村店 | 霞ヶ浦 医療セ ンター | 往 14.0 km 復 14.1 km | 362日 | 1810回 | | | 路線定期運行 | ① | 荒川沖駅東口バス停で地 域間幹線系統県立医療大 学線と接続 | ③ |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 土浦市 |
|-------|-----|

— (単位:人)

| 人 口 | |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 57,788 |
| 交通不便地域等 | |

交通不便地域等の内訳

| 人 口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-------------|-----------|----------|
| 土浦市地域公共交通計画 | 令和4年3月23日 | |
| | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)